新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布

名 御 璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣

安倍

晋三

政令第二十二号

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

六条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)の一部を

附則第一項中「十日」を「四日」に改める。

次のように改正する。

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 高市

内閣総理大臣 厚生労働大臣 加藤 安倍 晋三 勝早信苗

検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣

安倍

晋三

政令第二十三号

内閣は、検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、こ検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

| 寸|| 1 「一| ・・「1| ・・てつ)。 | 検疫法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第十二号)の一部を次のように改正する。の政令を制定する。

附則中「十日」を「四日」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三厚生労働大臣 加藤 勝信

〇厚生労働省令第十一号

「型コークイレスをで居と行き成と居としてごうらぎり女子等により見されて)及で居りで方女の一部を改正する省令 防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予令和二年一月三十一日

附則第一項中「十日」を「四日」に改める。和二年厚生労働省令第九号)の一部を次のように改正する。和二年厚生労働省令第九号)の一部を次のように改正する。新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十二号○厚生労働省令第十二号○厚生労働省令第十二号○原生労働省令第十二号○原生労働省令第十二号○原生労働省令第十二号○原生労働省令第十二号○原生労働省令第十二号○原生労働省令第十二号○原生労働省令第十二号

この省令は、公布の日から施行する。 附則中「十日」を「四日」に改める。